

診療報酬改定についてのお知らせ

当院では診療報酬改定に伴い、以下の算定を実施しております。

■外来感染対策向上加算

当院は、院内感染防止対策として必要に応じて次のような取り組みを行っています。

- 感染管理者である所長が中心となり、職員全員で院内感染対策を推進します
- 院内感染対策の基本的考え方や関連知識の習得を目的に研修会を年2回実施します
- 感染性の高い疾患（インフルエンザ、新型コロナウイルス感染症など）が疑われる場合は、一般診療の方と分けての対応とします。
- 抗菌薬については厚生労働省のガイドラインに則り、適正に使用いたします
- 標準的感染予防策を踏まえた院内感染対策マニュアルを作成し、従業員全員がそれに沿って院内感染対策を推進していきます
- 感染対策に関して葛飾区医師会と連携体制を構築し、定期的に必要な情報提供やアドバイスを受け、院内感染対策の向上に努めます

当院では、感染防止対策を医院全体として取り組み、患者様・職員・その他医療機関を含む全ての人々を対象として、院内感染発生の予防と発生時の速やかな対応を行うことに努めます。

■生活習慣病管理料(Ⅰ)・(Ⅱ)

高血圧症、脂質異常症、糖尿病に関して、療養指導に同意した患者様が対象です。年々増加する生活習慣病対策の一環として、厚労省は2024年6月1日に診療報酬を改定し、これまで診療所で算定してきた『特定疾患管理料』を廃止し、個人に応じた療養計画に基づきより専門的・総合的な治療管理を行う『生活習慣病管理料』へ移行するよう指示がありました。

本改定に伴い、2024年6月1日から厚労省の指針通り、高血圧・脂質異常症・糖尿病のいずれかを主病名とする患者様で、『特定疾患管理料』を算定していた方は、『生活習慣病管理料』へと移行します。

この改定によって、患者様には個々に応じた目標設定、血圧や体重、食事、運動に関する具体的な指導内容、検査結果を記載した『療養計画書』へ初回だけ署名（サイン）をして頂く必要性が生じます。どうかご協力のほどよろしくお願いいたします。また、患者様の状態に応じ医師の判断のもと、リフィル処方や28日以上の長期の投薬を行う場合があります。

2024年6月1日

篠原診療所 所長 清水 基規